

【親なき後ではなくて、親ある時に出来ることを！】

親として、兄弟姉妹として、こころに病を持つご家族の方が将来一人暮らしをしていくためにどのようなことを準備すべきかを日々悩まれていることと思います。

本来なら、20代～30代で独立していく子ども、兄弟姉妹が、こころの病のために中々、一人暮らしが出来ない場合があります。

最近では、こころの病を持っていても、様々な機関と相談して、福祉サービスを活用することにより、一人暮らしをして、少しずつ自分なりの生活を続けていけているケースがあります。

私達の子供は調子が悪いのに、一人暮らしなんて、できるのだろうか？



こころの病を持つ方は、財産管理（不動産や預貯金などの管理、相続手続きなど）や身上保護（福祉サービスの利用契約や施設入所・入院の契約締結など）などの法律行為をひとりで行うことがむずかしい場合があります。また、自分に不利益な契約であることがよくわからないままに契約を結んでしまい、悪質商法の被害にあうおそれもあります。

このように、ひとりで決めることに不安のある方々を法的に保護し、ご本人の意思を尊重した支援を行う「成年後見制度」があります。今回は、後見人をされている司法書士・社会福祉士と成年後見制度を利用している当事者をお招きし、成年後見制度の実状や当事者の気持ちを伺うことにより、成年後見制度への理解を深めていただきます。

講師：明石市基幹相談支援センター長
後藤謹武様のプロフィール

社会福祉士 精神保健福祉士

明石市基幹相談支援センターの活動の一環として、精神障害者に関する学校や自治会向けの福祉学習資料を最近作成され、地域への精神障害者への理解促進活動を続けられています。